平成２４年（フ）第１６２号
大津市下阪本２丁目18番15号　フレグランスやはぎ101号室
債務者　Ｏｆｆｉｃｅ　Ｒ－ｎｅｔこと　吉永　朝浩
1　決定年月日時　平成24年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで　大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６３号
大津市下阪本２丁目18番15号　フレグランスやはぎ101号室
債務者　吉永眞知子
1　決定年月日時　平成24年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで　大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９９号
大津市月輪３丁目18番１－105号、住民票上の住所大津市大江３丁目６番15号
債務者　増田　　豊（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成24年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで　大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２００号
滋賀県野洲市冨波乙808番地７　シャレー富士美台１－Ｃ号、前住所滋賀県野洲市久野部187番地５　グランドール野洲106号
債務者　髙橋　哲也
1　決定年月日時　平成24年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで　大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１４号
滋賀県甲賀市信楽町黄瀬1051番地２
債務者　谷村　良美
1　決定年月日時　平成24年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで　大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１８号
大津市柳が崎９－１　ブリリアビワコ大津京805　梅宮靖行方、住民票上の住所京都市左京区吉田神楽岡町153番地の10
債務者　平塚　真紀
1　決定年月日時　平成24年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで　大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２０号
大津市神宮町11番８－106号　神宮団地Ａ
債務者　栗岡　昭美
1　決定年月日時　平成24年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで　大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３１号
大津市衣川１丁目１番17号　大隅アパート21号、前住所大阪市平野区長吉六反２丁目12番20号　ロイヤルメゾン長吉106
債務者　中村美代子
1　決定年月日時　平成24年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで　大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４０１号
広島市安佐南区東原１丁目７番４－105号
債務者　躍場　成美
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４２７号
広島市佐伯区吉見園２番15―201号
債務者　中本　貴之
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４６２号
広島市安佐南区安東５丁目28番18号
債務者　山本　泰代
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８号
山口県萩市大島190番地
債務者　岡村さなえ
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで　山口地方裁判所萩支部

平成２４年（フ）第３７号
宮崎県都城市高崎町大牟田1204番地
債務者　鎌田　順子
1　決定年月日時　平成24年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第４８号
鹿児島県姶良市蒲生町上久徳38番地４
債務者　日高智恵美（旧姓増森）
1　決定年月日時　平成24年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第４８号
鹿児島県薩摩川内市宮内町2273番地１
債務者　釘﨑　進吾
1　決定年月日時　平成24年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第５０号
鹿児島県出水市五万石町162番地　グランドハイツさくら121号、前住所鹿児島県出水市麓町1476番地　５棟202号
債務者　山下　　愛
1　決定年月日時　平成24年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第１４６号
秋田市寺内鵜ノ木３番16号
債務者　佐藤由加子（旧姓若木）
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで　秋田地方裁判所民事第２部